

岩手県医療局管理規程第2号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(職)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 763 770 1099"> <tr> <td>特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、上席医療社会事業士、特任公認心理師、<u>特任臨床心理士</u>及び特任歯科衛生士</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>5 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1245 770 1536"> <tr> <td>主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査医療社会事業士、主査公認心理師、<u>主査臨床心理士</u>及び主査歯科衛生士</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>6 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1675 770 2011"> <tr> <td>主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師、<u>主任臨床心理士</u>及び主任歯科衛生士</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>7 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に</p>	特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、上席医療社会事業士、特任公認心理師、 <u>特任臨床心理士</u> 及び特任歯科衛生士	[略]	主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査医療社会事業士、主査公認心理師、 <u>主査臨床心理士</u> 及び主査歯科衛生士	[略]	主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師、 <u>主任臨床心理士</u> 及び主任歯科衛生士	[略]	<p>(職)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 763 1460 1099"> <tr> <td>特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、上席医療社会事業士、特任公認心理師及び特任歯科衛生士</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>5 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1245 1460 1536"> <tr> <td>主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査医療社会事業士、主査公認心理師及び主査歯科衛生士</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>6 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1675 1460 2011"> <tr> <td>主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師及び主任歯科衛生士</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>7 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に</p>	特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、上席医療社会事業士、特任公認心理師及び特任歯科衛生士	[略]	主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査医療社会事業士、主査公認心理師及び主査歯科衛生士	[略]	主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師及び主任歯科衛生士	[略]
特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、上席医療社会事業士、特任公認心理師、 <u>特任臨床心理士</u> 及び特任歯科衛生士	[略]												
主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査医療社会事業士、主査公認心理師、 <u>主査臨床心理士</u> 及び主査歯科衛生士	[略]												
主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師、 <u>主任臨床心理士</u> 及び主任歯科衛生士	[略]												
特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、上席医療社会事業士、特任公認心理師及び特任歯科衛生士	[略]												
主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、主査管理栄養士、主査医療社会事業士、主査公認心理師及び主査歯科衛生士	[略]												
主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、主任公認心理師及び主任歯科衛生士	[略]												

掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、医療社会事業士、公認心理師、 <u>臨床心理士</u> 及び歯科衛生士	[略]
--	-----

8 [略]

9 第6項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに <u>公認心理師又は臨床心理士である臨床心理科長、特任公認心理師、特任臨床心理士、主査公認心理師及び主査臨床心理士を置かない臨床心理科の主任公認心理師又は主任臨床心理士</u>	[略]
--	-----

掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、医療社会事業士、公認心理師及び歯科衛生士	[略]
---	-----

8 [略]

9 第6項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに <u>臨床心理科長、特任公認心理師及び主査公認心理師を置かない臨床心理科の主任公認心理師</u>	[略]
--	-----

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。